

ジブリパークのある愛知ロゴマークの利用に係る取扱要綱

（目的）

第1条 この要綱は、ジブリパークを核とした愛知県（以下「県」という。）の地域活性化に資するよう株式会社スタジオジブリが制作したジブリパークのある愛知ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を利用する場合の取扱いについて必要な事項を定め、もってジブリパーク及び県のPRに寄与することを目的とする。

（ロゴマークの種類）

第2条 利用できるロゴマークの種類は、別紙1のとおりとする。

（利用者の制限）

第3条 ロゴマークを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークを利用することができないものとする。

- （1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
- （2）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者
- （3）特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
- （4）宗教団体又は特定の宗教団体を支援若しくは支援するおそれがある者
- （5）県から指名停止措置又は排除措置を受けている者
- （6）法令及び公序良俗に反するおそれがある者
- （7）県、株式会社ジブリパーク又は株式会社スタジオジブリの信用若しくは品位を害するおそれがある者
- （8）その他愛知県知事（以下「知事」という。）が適当でないと認める者

（ロゴマークに関する権限）

第4条 ロゴマークの著作権は、株式会社スタジオジブリに帰属する。

（利用許諾の申請）

第5条 ロゴマークの利用許諾（以下「利用許諾」という。）を受けようとする者は、あらかじめ「ジブリパークのある愛知ロゴマーク利用許諾申請書」（別記様式第1号。以下「利用許諾申請書」という。）に関係書類を添えて、知事に書面又は電磁的方法により提出し、利用許諾を受けなければならない。ただし、次の各号に該当する者は、前段の規定にかかわらず、関係書類の提出をもって利用許諾申請書を提出したものとみなす。

- （1）地方公共団体

- (2) 県が参画、共催又は後援している事業に係る実行委員会等
- (3) 第7条第1項第1号又は第2号の用途で利用許諾を受けようとする者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、利用許諾の申請を要しない。

- (1) 知事
- (2) 県
- (3) 株式会社ジブリパーク
- (4) 株式会社スタジオジブリ

3 前各項の規定にかかわらず、ロゴマークの利用が私的使用のための複製、引用、時事的事件の報道のための利用等、著作権法に定める著作権の制限に該当する場合は、利用許諾申請を要しない。

4 知事は、第1項の規定により申請を行った者（以下「利用許諾申請者」という。）に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

（利用許諾の手続き）

第6条 知事は、前条第1項の規定による利用許諾申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が第1条に定める目的に合致すると認められるときは、利用許諾を行うことができる。なお、この場合、知事はロゴマークの利用その他について、必要に応じ条件を付することができる。

2 知事は、前項の審査において必要があると認める場合、株式会社ジブリパークに対し意見を求めるものとする。

3 知事は、第1項に規定する利用許諾を行った場合は、「ジブリパークのある愛知ロゴマーク利用許諾書」（別記様式第2号。以下「利用許諾書」という。）により当該利用許諾申請者に書面又は電磁的方法で通知するものとする。

4 利用許諾期間は、利用許諾の日から最長3年間とする。

5 前項の利用許諾期間満了後において、引き続きロゴマークを利用しようとするときは、あらためて第5条第1項に定める利用許諾の申請を行い、知事の利用許諾を受けなければならない。

（利用許諾の制限等）

第7条 ロゴマークは、その利用が第1条に定める目的に合致し、かつ、次の各号に定める用途で自ら利用する場合又は無償配布する場合に利用できるものとする。ただし、第1号の用途で利用する場合はこの限りではない。

- (1) 出版物、放送、インターネットの利用その他の方法による著述
- (2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職若しくは特別職に属する者、愛・地球博記念公園指定管理者、ジブリパーク構想地域連携協議会構成団体又は自治体が参画している観光協会の役員及び職員の名刺

- (3) 県産品の包装、県産品の包装に貼付するシール又は押印するスタンプ
- (4) はがき、封筒
- (5) ポスター、チラシ
- (6) パネル、看板（ラッピング広告を含む。）
- (7) のぼり、旗、横断幕、懸垂幕
- (8) シール（(3) の用途を除く。）、ステッカー
- (9) スタンプ（(3) の用途を除く。）
- (10) ポケットティッシュ、ウェットティッシュ
- (11) 団扇、扇子
- (12) 手提げ袋
- (13) クリアファイル
- (14) 缶バッジ、ピンバッジ
- (15) Tシャツ、ポロシャツ、パーカー、ブルゾン、ジャンパー、ベスト、法被
- (16) その他上記に類するものとして知事が認める用途

2 知事は、前条及び前項の規定にかかわらず、利用許諾申請者が第3条各号のいずれかに該当する場合又は利用許諾申請者のロゴマークの利用が次の各号のいずれかに該当する場合、その利用を許諾しないものとする。

- (1) 第6条第2項において株式会社ジブリパークから支障がある旨の意見がある場合
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (3) 県、株式会社ジブリパーク又は株式会社スタジオジブリの信用若しくは品位を害するおそれがある場合
- (4) 第三者の利益を害するおそれがある場合
- (5) 特定の団体、法人、個人（県、株式会社ジブリパーク、株式会社スタジオジブリ及び鈴木敏夫（以下「県等」という。）を除く。）又は商品等を支援し、若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、第1条に規定する目的の実現に特に効果が認められる場合にはこの限りではない。
- (6) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各号に規定する営業又はその広告等に利用される場合
- (8) 特定の企業、団体又は商品等のロゴマークと誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (9) ジブリパークのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (10) ロゴマークを正しい利用方法に従って利用しないおそれがあると認められる場合
- (11) その他知事がロゴマークの利用が適当でないと認める場合

3 知事は、前項の規定により前条の利用許諾を行わない場合は、「ジブリパークの

ある愛知ロゴマーク利用不許諾書」(別記様式第3号)を当該利用許諾申請者に書面又は電磁的方法により通知するものとする。

(利用許諾内容の変更等)

第8条 第6条の規定により利用許諾を受けた者(以下「利用者」という。)が、当該利用許諾を受けた内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ「ジブリパークのある愛知ロゴマーク利用許諾内容変更申請書」(別記様式第4号。以下「利用許諾内容変更申請書」という。)を知事に書面又は電磁的方法により提出し、変更についての利用許諾を受けなければならない。ただし、第5条第1項ただし書きの規定による申請について変更をしようとする場合は、前段の規定にかかわらず、変更後の関係書類の提出をもって利用許諾内容変更申請書を提出したものとみなす。

2 知事は、前項の規定による変更申請があった場合は、第6条第1項及び第2項並びに第7条第1項及び第2項の規定を準用し、その内容を審査し、当該変更が適正と認められるときは、その変更についての利用許諾を行うことができる。

3 知事は、前項に規定する変更についての利用許諾を行った場合は、「ジブリパークのある愛知ロゴマーク利用許諾内容変更許諾通知書」(別記様式第5号)により、利用許諾を行わない場合は「ジブリパークのある愛知ロゴマーク利用許諾内容変更不許諾通知書」(別記様式第6号)により当該利用者に書面又は電磁的方法で通知するものとする。

(利用者の遵守事項)

第9条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークの利用が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること
- (2) ロゴマークの利用に当たっては、利用許諾(第8条の規定による利用許諾内容の変更利用許諾があった場合は、その変更後のもの。以下同じ。)を受けた内容に限ること
- (3) 別紙2のロゴマークの利用条件に従ってロゴマークを正しく利用すること
- (4) 利用許諾を受けた権利を譲渡し、転貸し、又は承継しないこと
- (5) 第三者に利用対象物の製造等を委託する場合は、その委託先との間で、利用許諾を受けた個数以上の製造等が行われないように義務付ける契約を利用者の責任で行い、数量管理を徹底すること
- (6) 当該利用許諾に係る利用対象物の完成品の写真画像(完成品をデータで提出できるときは当該データ)を提出すること(写真画像やデータをCD-R等で提出した場合、当該CD-R等は返却しない。)
- (7) 知事が必要に応じて行うロゴマークの利用状況等に関する照会に応じること
- (8) その他各種の法令を遵守すること

(利用料)

第 10 条 ロゴマークの利用料については、無料とする。

(利用許諾の取消し等)

第 11 条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用許諾を取り消すことができる。

- (1) 利用者が提出した利用許諾申請書、利用許諾内容変更申請書又は関係書類の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (2) 利用者が第 3 条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (3) ロゴマークの利用が第 7 条第 2 項各号のいずれかに該当するに至った場合
- (4) 利用者が第 9 条の遵守事項に違反した場合
- (5) 株式会社ジブリパーク又は株式会社スタジオジブリからロゴマークの利用許諾を取り消すよう要請があった場合
- (6) その他利用許諾の継続が不相当であると認められた場合

2 知事は、前項に規定する取消しを行った場合は、「ジブリパークのある愛知ロゴマーク利用許諾取消通知書」(別記様式第 7 号)により当該取消しを受けた者に書面又は電磁的方法で通知するものとする。

3 前項の規定により利用許諾の取消しを受けた者は、利用許諾取消の日から利用対象物にロゴマークを利用することはできない。

4 知事は、利用許諾の取消しを受けた者に対して、利用許諾の取消しを受けた利用対象物について回収等の措置を請求することができる。

5 知事は、前 3 項の規定により、利用許諾の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

6 知事は、第 1 項の規定により利用許諾の取消しを受けた者が、その取消し後に行った利用許諾申請について、必要と認める期間、当該利用許諾を行わないことができる。

7 知事は、利用許諾を受けずにロゴマークを利用した者が行う利用許諾の申請について、前項の規定を準用することができる。

8 前 2 項に定める知事が必要と認める期間は、第 6 項の規定については取消の日から、第 7 項の規定については県が事実を確認した日から起算して、最長 10 年間とする。

(申請等の取下げ)

第 12 条 第 5 条及び第 8 条の規定に基づき申請を行った者は、その申請について、「ジブリパークのある愛知ロゴマーク利用許諾(変更)申請取下げ申請書」(別記様式第 8 号)を知事へ書面又は電磁的方法により提出することで、当該申請を取り下げることができる。

（利用の非独占性等）

第 13 条 この要綱による利用許諾等は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマークを利用する権利を付与するものではない。また、利用者又は利用対象物について県が推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

第 14 条 県等は、この要綱による利用許諾の申請、利用許諾の内容に係る変更申請及びロゴマークの利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

（賠償責任等）

第 15 条 県等は、県が利用許諾を行ったことに起因し利用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、利用対象物の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県等に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 利用者は、ロゴマークの利用に際して故意又は過失により県等に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県等に賠償しなければならない。

4 知事は、前 2 項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

（情報の公開）

第 16 条 知事は、ロゴマークの適正な管理と、広く利用促進を図る観点から、利用許諾の状況及び利用許諾の取消し状況について情報を公開することができる。

（無許諾利用に対する措置）

第 17 条 知事は、第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する場合を除き、第 6 条に規定する利用許諾を受けずにロゴマークを利用している者又は利用しようとしている者に対し、その利用の停止を求めることができる。

2 前項に定める場合において、知事は、必要に応じて株式会社ジブリパーク又は株式会社スタジオジブリに協力を求めるものとする。

（事務）

第 18 条 この要綱に関する事務は、県政策企画局ジブリパーク推進課が行う。

（その他）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの利用に関し、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和３年１２月７日から施行する。
- 2 この要綱は、令和７年３月１７日から施行する。

別紙 1（第 2 条関係）

●ロゴマーク（横）



●ロゴマーク（縦）



ロゴマークの利用条件

- （1）色は、黒色とする。
- （2）文字の書体を変更してはならない。
- （3）反転（ネガティブ）表示はしてはならない。
- （4）視認性を損なう場所に利用してはならない。
- （5）文字が容易に読める大きさと利用しなければならない。
- （6）ロゴマークの一部のみの利用、形状自体の変更、縦横比率の変更又は他の図形若しくは文字と重ねて利用してはならない。
- （7）ロゴマークに異なる要素を加えることはできない。
- （8）ロゴマークの周辺に文字情報等をレイアウトする場合、以下に定めるスペースを余白として周囲に確保しなければならない。
 - ①ロゴマーク（横）を利用する場合：横幅（W）に対して0.1W以上のスペース
 - ②ロゴマーク（縦）を利用する場合：縦幅（H）に対して0.1H以上のスペース
- （9）本ロゴマークとその他のロゴマーク等を併記する場合は、同じ大きさ、若しくはロゴマークがその他のロゴマークより大きく見えるようにしなければならない。
- （10）ロゴマークを第三者が作成した他の著作物と併載する場合は、当該著作物が株式会社スタジオジブリの著作物だと混同、誤認されるような使い方をしてはならない。